平成２８年（フ）第１３６号
茨城県古河市東山田1815番地204　観山ハイツ１―202号
債務者　神野　千尋
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１３９号
茨城県古河市中央町１丁目９番12号、前住所茨城県つくば市春日２丁目45番地８　ルミナス春日弐番館301号
債務者　菅根　博之
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１４０号
茨城県古河市駒羽根820番地３
債務者　宮　すい子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１１６８号
名古屋市瑞穂区塩入町17番８号　ｂａｔｈ305号、従前の住所名古屋市南区豊４丁目10番６号　堀田サンハイツＡ棟906号
債務者　田村　紀子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２５９号
愛知県清須市西枇杷島町大黒31番地　コモンドール103
債務者　髙橋ひとみ
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２６６号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字金剛22番地　エスペランサ105
債務者　髙山　正規
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３５４号
福岡市東区唐原２丁目19番12―603号
債務者　井形　　仁
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３７０号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目９番33号
債務者　安野　武久
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３８０号
福岡県宗像市日の里１丁目10番地１　101棟608号
債務者　北丸　　榮
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３８７号
福岡市西区周船寺１丁目18番８―202号、住民票上の住所福岡県糸島市篠原西２丁目８番１号
債務者　和泉　正信
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３９５号
福岡市早良区原３丁目６番27号
債務者　高橋真由美
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４１１号
福岡市東区馬出４丁目８番18―206号
債務者　石井　一樹
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４１８号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央３丁目16番20号
債務者　村田千代子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４２７号
福岡市中央区高砂２丁目15番34号
債務者　杉本　雄治
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４３４号
福岡市早良区次郎丸３丁目２番９号
債務者　西田　修敬
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４４８号
福岡市城南区別府１丁目22番10―707号
債務者　鈴木みゆき
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４５２号
福岡県春日市春日公園１丁目36番地　春日公園団地18棟303号
債務者　近藤　香代
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０７号
鹿児島県鹿児島市南林寺町６番６号（松崎ビル302号）
債務者　釘本　清二
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係